

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	自動車継続検査時の納税証明書の提示
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>自動車の継続検査（車検）時には、道路運送車両法により、自動車税（軽自動車税を含む）の納税証明書を提示することが義務付けられている。</p> <p>上記の納税証明書の提示が義務付けられていることから、納税者は、電子納付を行った場合でも、あらためて金融機関窓口で納付書に収納印の押捺を受けるか、地方公共団体から納税証明書の発行を受けて、同書面を提示しなければならない。</p> <p>このために、電子納付の利便性が損なわれ、電子納付が進まない要因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法第97条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>税務情報は個人情報であり、その取扱いは厳格にする必要がある。このため、電子行政の一環として、個人情報保護を確保のうえ自動車税（軽自動車税を含む）の納付記録に係る各都道府県と国とのデータ連携を実現し、納税者の負担となっている車検時の納税証明書の提示を不要とする。</p>